

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は 年末調整・確定申告まで大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された人については、来年の1月下旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、専用ダイヤルまたは熊本西年金事務所へお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル

☎0570(070)117

※電話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用できます。携帯電話の場合は、全額負担となります。

I P 電話などの場合はこちら

☎03(6700)1130

※通話料金は全額負担となります。

受付期間 11月1日(月)～平成23年3月15日(火)
平日 午前8時30分～午後5時15分
※月曜日(休日の場合は翌日)は、午後7時まで延長します。

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※土・日・祝日、12月29日(水)から平成23年1月3日(月)まではご利用できません。

年金受給者の皆さんへ 「扶養親族等申告書」は 期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は対象外)

課税対象となる受給者の人には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されます。必ず12月1日(水)の提出期限までに提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

「扶養親族等申告書」が送付される人

- ・65歳未満で、年金額が108万円以上ある人
- ・65歳以上で、年金額が158万円以上ある人

国民年金保険料 収納業務民間委託

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れとなっている人に対する電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務の民間委託を実施しています。

受託事業者

(株)オリエントコーポレーション

☎0120(217)736

※社会保険出張相談が、平成23年1月から予約制になります。



菊池秋まつりが菊池市市民広場をメイン会場に開催されました。

15日(金)午後には開催された通し物には、地元の区や団体などから15団体974人が参加しました。市民広場で行われた出発式では、福村三男実行委員会会長があいさつを行いました。その後、菊池一族24代武者による掛け声と共に出発しました。商店街を北まわりと南まわりの2手に分かれてみこしや踊り、獅子舞、菊池北中学校、菊池南中学校の吹奏楽パレードなどさまざまなパフォーマンスが披露されました。

16日(土)午後からは「第36回チーム対抗のど自慢大会」と花火大会が市民広場特設ステージをメイン会場に行われ、多くの家族連れなどで賑わいました。のど自慢大会では8チームが練習の成果を十分に発揮しました。また、ステージではダンスや子白龍みこし、白龍は商店街の練り歩きを行いました。菊池農業高校生徒による豊饒太鼓に合わせて白龍がダイナミックに動くと、会場からは大きな歓声があがりました。フィナーレには3,000発の花火が菊池の秋の夜空を彩りました。



1. 菊池一族24代武者、2. 白龍、3. 子白龍、4. 農業高校太鼓演奏、5. 北中吹奏楽、6. 南中吹奏楽、7. 子ども武者、8. よさこい